

# 大学院履修手引

経済学研究科

経営学研究科

理学研究科

薬学研究科（博士前期課程）

薬学研究科（博士後期課程）

薬学研究科（博士課程）

# 経済学研究科履修の手引と手続き

## I 授業科目について

大学院の教育は専門分野の授業及び学位論文の作成によっておこなわれる。修士論文については、指導教員の研究指導を受け作成する。

## II 修了要件について

修士課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本学学位規程の定める修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげ、これを研究科委員会が認めた者については、大学院学則第26条を適用する。

## III 学位の名称

経済学研究科修士課程で授与する学位はつぎのとおりとする。

経済学研究科修士課程 経済政策専攻 修士（経済学）

## IV 授業科目の単位認定と修得すべき単位数

1. 本大学院では、単位制が採用されている。単位の認定は、試験により担当教員が行う。成績の評価は、A・B・Cにより単位を修得したことを示し、Fを不合格とする。
2. 演習は、1～2年次継続して同じ教員の指導を受けなければならない。
3. 必修科目（演習）8単位を含み、30単位以上修得しなければならない。

演習科目は、1年次に「演習Ⅰ」（「演習ⅠA」「演習ⅠB」）を、2年次に「演習Ⅱ」（「演習ⅡA」「演習ⅡB」）を履修しなければならない。

4. 中学校教諭一種免許状（社会科）、高等学校教諭一種免許状（公民科）授与の所要資格を有する者で、中学校教諭専修免許状（社会科）及び高等学校教諭専修免許状（公民科）授与の所要資格を取得しようとする者は、下表より演習を除き24単位以上を取得しなければならない。

分 野	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
基礎経済学	経済学基礎特修Ⅰ		2
	経済学基礎特修Ⅱ		2
	経済政策学基礎特修Ⅰ		2
	経済政策学基礎特修Ⅱ		2
理論経済学	理論経済学特修Ⅰ		2

分野	授業科目	単位数	
		必修	選択
理論経済学	理論経済学特修Ⅱ		2
	計量経済学特修Ⅰ		2
	計量経済学特修Ⅱ		2
	景気変動論特修Ⅰ		2
	景気変動論特修Ⅱ		2
	経済思想史特修Ⅰ		2
	経済思想史特修Ⅱ		2
国際経済論	アジア経済論特修Ⅰ		2
	アジア経済論特修Ⅱ		2
	国際経済論特修Ⅰ		2
	国際経済論特修Ⅱ		2
経済史	西洋経済史特修Ⅰ		2
	西洋経済史特修Ⅱ		2
	日本経済史特修Ⅰ		2
	日本経済史特修Ⅱ		2
経済政策学	経済政策学特修Ⅰ		2
	経済政策学特修Ⅱ		2
	環境経済論特修Ⅰ		2
	環境経済論特修Ⅱ		2
産業経済論	産業立地論特修Ⅰ		2
	産業立地論特修Ⅱ		2
	産業組織論特修Ⅰ		2
	産業組織論特修Ⅱ		2
	交通経済論特修Ⅰ		2
	交通経済論特修Ⅱ		2
	流通経済論特修Ⅰ		2
	流通経済論特修Ⅱ		2
	産業経済論特修Ⅰ		2
	産業経済論特修Ⅱ		2
地域開発論	開発経済学特修Ⅰ		2
	開発経済学特修Ⅱ		2
	開発経済論特修Ⅰ		2
	開発経済論特修Ⅱ		2

分野	授業科目	単位数	
		必修	選択
財政学	財政学特修Ⅰ		2
	財政学特修Ⅱ		2
	地方財政論特修Ⅰ		2
	地方財政論特修Ⅱ		2
租税法	租税法特修Ⅰ		2
	租税法特修Ⅱ		2
	租税法特修Ⅲ		2
	租税法特修Ⅳ		2
	租税法特修Ⅴ		2
	租税法特修Ⅵ		2
金融論	金融経済論特修Ⅰ		2
	金融経済論特修Ⅱ		2
	金融政策論特修Ⅰ		2
	金融政策論特修Ⅱ		2
統計学	統計学特修Ⅰ		2
	統計学特修Ⅱ		2
	経済統計学特修Ⅰ		2
	経済統計学特修Ⅱ		2
社会政策学	労使関係論特修Ⅰ		2
	労使関係論特修Ⅱ		2
	人口論特修Ⅰ		2
	人口論特修Ⅱ		2
特殊講義Ⅰ			2
特殊講義Ⅱ			2
経済調査実習			2
演習		8	
合計		8	126

## V 授業科目の履修申請

各年次において履修しようとする授業科目は、学年初めの指定された期日に所定の方法により履修申請をしなければならない。

1. 履修申請をした後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消などは認めない。
2. 履修申請をしていない授業科目は受講しても単位認定をしない。
3. 同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
4. 一度単位が認定された授業科目は、再度履修することはできない。
5. 履修申請書には授業科目、コマ・コードなど必要事項を正しく記入しなくてはならない。
6. 指定された期日までに履修申請書を提出しない場合は、学業の意思なしとみなし、退学を命ずる。

## VI 試験について

1. 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末および学年末に行なう。
2. いずれの授業科目も授業時数の3分の1以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は、正当な理由による長期欠席の場合には、特別に考慮されることがある。
3. 試験時間割は掲示により連絡する。
4. 授業科目によっては、論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

## VII 修士論文について

### 1. 研究計画書

修士論文作成計画書を、1年次10月及び2年次5月に提出しなければならない。

### 2. 修士論文提出者

修士論文は、修士課程に2年以上在籍し所定の単位を修得する見込みの者が提出するものとする。

### 3. 修士論文ガイダンス

修士課程2年次に、修士論文の作成・提出手順についてガイダンスを行うので、必ず出席しなくてはならない。

### 4. 提出物の提出についての注意

指定された締め切り後は、提出物の受理をしない。

## 5. 作成手順について

時 期	手 順
1年次 10月	研究計画書提出 提出された研究計画書をもとに面接
2年次 5月	研究計画書提出 提出された研究計画書をもとに面接
7月	修士論文ガイダンス 修士論文タイトル提出
10月	修士論文発表会用レジュメ提出 修士論文発表会（学内）
11月～12月	修士論文発表会（駿河台大学大学院との合同報告会）
1月	修士論文（審査用）提出 修士論文要旨提出
1月～2月	修士論文審査面接
3月	修士の学位授与

## Ⅷ ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

経済学研究科では、以下の能力を修得し、研究科の学位授与方針を満たした人に修士（経済学）の学位を授与します。

- ・現実の経済の動向を分析することができる高度な専門知識
- ・グローバル経済や地域社会の諸問題に関する十分な研究遂行能力と問題解決能力
- ・社会の多様性に配慮しながら、実社会において主体的かつ協働的に貢献できる能力

そのためには、所定の単位を修得するだけでなく、研究倫理に関する講習をはじめとして、研究計画書の作成やその面接（修士1年秋と修士2年春の2回）、修士論文発表会（2回開催、そのうち1回は駿河台大学大学院総合政策研究科との共同開催）等の機会において複数の教員等から受けた問題点を修正した上で修士論文を提出し、当該分野において十分な研究水準に到達し、幅広い学識を有しているという基準による審査を受け、最終の口頭試問に合格する必要があります。

## Ⅸ 学位論文審査基準・最終試験実施要領について

学位論文の審査にあたっては、指導教員による研究指導、学位論文発表会などを通して、以下の審査項目について、主査及び副査による総合評価を行い、所定の評価を取得した学位論文を合格とする。

なお、論文審査と最終試験のいずれかが不可であれば、不合格とする。

### 【学位論文審査基準】

1. 研究テーマの妥当性について、新規性、進歩性、有用性、独創性のいずれかを持っているか。
2. 情報収集について、十分な文献や研究動向の調査を行ない、研究の意義や重要度と、他研究との関連性や相違を理解できているか。
3. 問題の分析に基づいた資料の使用方法やモデルの設定などアプローチ方法は適切であったか。
4. 論理の展開や分析が適切に遂行できたか。また、論理展開・分析結果から新たな知見を見出すことができたか。
5. 最終試験において研究内容をわかりやすくプレゼンテーションでき、質問に正確に答えられたか。
6. 論文作成において、論文の体裁（表紙、要旨、目次、章立て、結論、参考文献など）は適切であるか。

\*上記の観点で審査を行い、合格あるいは不合格の評価を行う。

### 【最終試験】

1. 修士論文の内容について適切に質疑応答ができたか。
2. 論文作成に当たってどのような調査・研究を行ったかを正確に答えられたか。
3. 研究成果のさらなる発展・可能性について適切に質疑応答ができたか。

\*上記の観点で試験を行い、合格あるいは不合格の評価を行う。

## X 教職課程について

中学校教諭一種免許状（社会科）、高等学校教諭一種免許状（公民科）授与の所要資格を有する者で、中学校教諭専修免許状（社会科）、高等学校教諭専修免許状（公民科）授与の所要資格を得ようとする者は、「IV 授業科目」に記載の専修免許状取得のための必要単位を修得すること。

# 経営学研究科履修の手引きと手続

## I 授業科目について

大学院の教育は専門分野の授業および学位論文の作成によって行われる。修士論文については、演習指導教員の研究指導を受け作成する。

## II 修了要件について

修士課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本学学位規程の定める修士論文の審査および最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげ、これを研究科委員会が認めた者については、大学院学則第26条を適用する。

修了に必要な最低修得単位数を以下の表に示す。

区 分		単位数	備 考
基礎論科目	必修	8	基礎論A, B, C, D (各2単位) 4科目8単位必修とする。
特論科目	選択必修	12	演習指導担当教員の担当する特論科目2科目4単位を選択必修とする。演習指導教員の担当する特論科目の他に、特論科目4科目8単位を選択必修とする。
企業研究	必修	2	企業研究1科目2単位を必修とする。
演習科目 (修士論文指導を含む)	必修	8	1～2年次継続して8単位を必修とする。
特論科目 特別講義科目 キャリア形成科目	選択必修	10	演習指導教員の担当する特論科目を選択必修として選択した以外の「特論科目」、および「特別講義科目」・「キャリア形成科目」の中から、計10単位以上を選択必修とする。
合 計		40	合計40単位以上を修得すること。

## III 学位の名称

経営学研究科修士課程で授与する学位は次のとおりとする。

経営学研究科修士課程 ビジネス・イノベーション専攻 修士 (経営学)



#### Ⅳ 授業科目の単位認定と修得すべき単位数

1. 本大学院では、単位制が採用されている。単位の認定は、試験により担当教員が行う。成績の評価は、A・B・Cにより単位を修得したことを示し、Fを不合格とする。
2. 演習は、1～2年次継続して同じ教員の指導を受けなければならない。
3. 必修科目18単位を含み、40単位以上を修得しなければならない。
4. 中学校教諭一種免許状（社会科）、高等学校教諭一種免許状（公民科）授与の所要資格を有する者で、中学校教諭専修免許状（社会科）および高等学校教諭専修免許状（公民科）授与の所要資格を取得しようとする者は、下表より☆印のある科目以外から24単位以上を取得しなければならない。

授 業 科 目		単 位 数	
		必修	選択
基礎論	基礎論A	2	
	基礎論B	2	
	基礎論C	2	
	基礎論D	2	
特 論	インダストリアル・イノベーション特論A		2
	インダストリアル・イノベーション特論B		2
	アドミニストレーション・イノベーション特論A		2
	アドミニストレーション・イノベーション特論B		2
	マーケティング・イノベーション特論A		2
	マーケティング・イノベーション特論B		2
	ロジスティクス・イノベーション特論A		2
	ロジスティクス・イノベーション特論B		2
	アカウンティング・イノベーション特論A		2
	アカウンティング・イノベーション特論B		2
	ITビジネス・イノベーション特論A		2
	ITビジネス・イノベーション特論B		2
	人的資源イノベーション特論A		2
	人的資源イノベーション特論B		2
	アジア経済イノベーション特論A		2
	アジア経済イノベーション特論B		2
	アジアの産業イノベーション特論A		2
	アジアの産業イノベーション特論B		2
	グローバルビジネス・イノベーション特論A		2
	グローバルビジネス・イノベーション特論B		2
	開発経済イノベーション特論A		2
	開発経済イノベーション特論B		2
	☆データサイエンス・AIイノベーション特論A		2
	☆データサイエンス・AIイノベーション特論B		2
	☆イノベーション・ヒストリー特論A		2
	☆イノベーション・ヒストリー特論B		2

授 業 科 目		単 位 数	
		必修	選択
特 論	☆パブリックファイナンス・イノベーション特論A		2
	☆パブリックファイナンス・イノベーション特論B		2
	☆デジタルビジネス・イノベーション特論A		2
	☆デジタルビジネス・イノベーション特論B		2
	☆ストラテジック・イノベーション特論A		2
	☆ストラテジック・イノベーション特論B		2
	☆ガバナンス・イノベーション特論A		2
	☆ガバナンス・イノベーション特論B		2
特 別 講 義	特別講義（税法A）		2
	特別講義（税法B）		2
	特別講義（コーポレート・ファイナンス）		2
	特別講義（ビジネス・コミュニケーションA）		2
	特別講義（ビジネス・コミュニケーションB）		2
	特別講義（ベンチャー企業論A）		2
	特別講義（ベンチャー企業論B）		2
	特別講義（経営戦略論）		2
	特別講義（経営組織論）		2
	特別講義（生産管理論）		2
	特別講義（経営研究A）		2
	特別講義（経営研究B）		2
	特別講義（日本経済のグローバル化と企業のイノベーションA）		2
	特別講義（日本経済のグローバル化と企業のイノベーションB）		2
	特別講義（ビジネス・異文化のコミュニケーションA）		2
	特別講義（ビジネス・異文化のコミュニケーションB）		2
	特別講義（教育・人材育成論）		2
	特別講義（経営特講A）		2
	特別講義（経営特講B）		2
	特別講義（社会保障論A）		2
特別講義（社会保障論B）		2	
特別講義（スポーツ・マネジメントA）		2	
特別講義（スポーツ・マネジメントB）		2	
☆特別講義（先端技術とSTEAMリーダー教育A）		2	
☆特別講義（先端技術とSTEAMリーダー教育B）		2	
☆特別講義（ダイバーシティ・マネジメントA）		2	
☆特別講義（ダイバーシティ・マネジメントB）		2	
形 成 リ ア	キャリア形成A		2
	キャリア形成B		2
企業研究	企業研究	2	
演習	☆演習（修士論文指導含む）	8	
合 計		18	126

## V 授業科目の履修申請

各年次において履修しようとする授業科目は、学年初めの指定された期日に所定の方法により履修申請をしなければならない。

1. 履修申請をした後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消などは認めない。
2. 履修申請をしていない授業科目は受講しても単位認定をしない。
3. 同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
4. 一度単位が認定された授業科目は、再度履修することはできない。
5. 履修申請は授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく登録しなくてはならない。
6. 指定された期日までに履修申請しない場合は、学業の意思なしとみなし、退学を命ずる。

## VI 履修指導・研究指導の方法について

1. 日本人学生、外国人留学生、キャリア・アップの社会人など各院生の将来計画を尊重し、適切な個別履修指導と研究指導を行うことにより、各院生の学習意欲を引き出し、教育成果の向上を図ることを基本的指導方針とする。
2. 研究科の正規専門科目の履修に加えて、院生研究室における自主的な研究会の開催、インターネット調査研究、TOEIC<sup>®</sup>・TOEFL<sup>®</sup>その他の外国語の自習、エクステンション講座における資格取得講座の受講、別科日本語専修課程の聴講（外国人留学生を対象）、関連分野の学部授業の聴講、特別講演会への参加など、各院生の積極的な自主研鑽を重視する。
3. 入学の時点で、事前に提出された「研究計画書」に基づいた年間スケジュール（夏期休暇中のインターンシップ等を含む）の確認と、TOEIC<sup>®</sup>・TOEFL<sup>®</sup>その他の外国語や、情報処理などの資格取得のための自主的な学習努力を奨励するとともに、協定を締結した海外姉妹校への交換留学の派遣を支援する。
4. 研究指導に関しては、主として演習で行うが、早期の準備開始と適時・適切な課題指導を行う。

例えば、1年次夏期のインターンシップ等を行う前に修士論文のテーマを仮設定し、企業での実習の際には問題意識を十分にもった状態で臨むこととする。1年次の後期には資料収集を開始できるようにする。また院生の研究指導は、メールなどを駆使し、効果的、かつ随時に行う方法も取入れるものとする。修士論文の作成指導および審査は、次ページの表に示す「Ⅷ 修士論文について」にしたがって行う。なお、修士論文テーマは、院生が入学時点で提出した研究計画書を基に、各院生は演習指導教員の指導・助言にしたがって、院生自身が設定する。

## Ⅶ 試験について

1. 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末および学年末に行う。
2. いずれの授業科目も授業時数の3分の1以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は、正当な理由による長期欠席の場合には、特別に考慮されることがある。
3. 試験時間割は掲示により連絡する。
4. 授業科目によっては、論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

## Ⅷ 修士論文について

### 1. 提出者

修士論文は、修士課程に2年以上在籍し所定の単位を修得する見込みの者が提出するものとする。

### 2. 提出物についての注意

指定された締め切り後は、提出物の受理をしない。

修士論文の作成手順について

時 期	手 順	内 容
入学時	研究計画書提出	院生自らの研究計画案を提出する。
1年次 6月	修士論文執筆要領ガイダンス	修士論文の執筆に当たり、その要領の詳細を指導する。
7月	修士論文仮テーマ設定	演習指導教員の助言により修士論文テーマを仮設定し、夏季インターンシップ、見学、調査を計画する。
10月	インターンシップ（見学、調査）報告書提出	インターンシップ、見学、調査の報告書を提出する。
12月	修士論文中間発表会	演習担当教員全員に対して、修士論文の中間報告を行う。
1月	修士論文タイトル仮登録	演習指導教員の助言により、修士論文タイトルを設定し、仮登録を行う。
2年次 7月	修士論文タイトル登録	演習指導教員の助言により、修士論文タイトルを設定し、登録を行う。
10月	修士論文ドラフト提出	修士論文ドラフトを提出する。この内容により、修士論文発表資格の有無を決定する。
11月	修士論文発表会	審査担当教員全員に対して、発表会を開催する。

時 期	手 順	内 容
12 月	修士論文提出	審査担当教員全員で、提出された修士論文の審査を行う。
2 月	修士論文審査会	審査担当教員全員で、提出された修士論文の審査を行い、合否判定を行う。
3 月	修士の学位授与	修士論文審査会において合格判定を受けた院生に対して、修士（経営学）の学位を授与する。

ただし、1年次に決めた論文テーマは仮設定とし、2年次の修士論文発表会を経て、最終的な論文テーマが決定される。

#### Ⅹ 学位論文審査基準・最終試験実施要領について

学位論文の審査にあたっては、指導教員による研究指導、学位論文発表会などを通して、以下の審査項目について、主査および副査による総合評価を行い、所定の評価を取得した学位論文を合格とする。

なお、論文審査と最終試験のいずれかが不可であれば、不合格とする。

##### 【学位論文審査基準】

1. 研究テーマの妥当性について、新規性、進歩性、有用性、独創性のいずれかを持っているか。
2. 情報収集について、十分な文献や研究動向の調査を行い、研究の意義や重要度と、先行研究との関連性や相違を理解できているか。
3. 問題の分析に当たり、理論分析・検証方法・解析手法の設定などアプローチ方法は適切であったか。
4. 理論展開や実証分析が適切に遂行できたか。また、分析結果から新たな知見を見出すことができたか。
5. 最終試験において研究内容をわかりやすくプレゼンテーションでき、質問に正確に答えられたか。
6. 論文作成において、論文の体裁（表紙、要旨、目次、章立て、結論、参考文献など）は適切であるか。

\*上記の観点で審査を行い、合格あるいは不合格の評価を行う。

##### 【最終試験】

1. 修士論文の内容について、適切に質疑応答ができたか。

2. 修士論文作成に当たって、どのような研究を行ったかを正確に答えられたか。
  3. 研究成果のさらなる発展・可能性について、適切に質疑応答ができたか。
- \*上記の観点で試験を行い、合格あるいは不合格の評価を行う。

#### **X 教職課程について**

中学校教諭一種免許状（社会科）、高等学校教諭一種免許状（公民科）授与の所要資格を有する者で、中学校教諭専修免許状（社会科）、高等学校教諭専修免許状（公民科）授与の所要資格を得ようとする者は、「IV 授業科目」に記載の専修免許状取得のための必要単位を☆印のある科目以外から選択し、修得すること。

# 理学研究科履修の手引きと手続き

## I 授業について

大学院の教育は、専門科目の授業及び学位論文の作成によって行なわれる。授業は講義、演習、輪講形式等からなる。学位論文の作成は、数学専攻では「数学論文研修（修士論文指導を含む）」において、物質科学専攻では「物質科学特別研究（修士論文指導を含む）」において、指導教員の指導のもとに行なわれる。

## II 修了要件について

修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて、本学学位規程の定める修士の学位論文（以下、修士論文）の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげ、これを研究科委員会が認めた者については、大学院学則第26条を適用する。

## III 学位の名称

理学研究科修士課程で授与する学位はつぎのとおりとする。

理学研究科修士課程	数学専攻	修士（理学）
	物質科学専攻	修士（理学）

## IV 授業科目の単位認定と修得すべき単位数

1. 本大学院では、単位制が採用されている。単位の認定は、試験により担当教員が行う。成績の評価は、A・B・Cにより単位を修得したことを示し、Fを不合格とする。

(学則25条)

2. 各専攻の授業科目及び単位数は次のとおりである。

### (1) 数学専攻

#### ① 修了に必要な修得単位数

1) 指導教員の担当する「数学論文研修（修士論文指導を含む）」(8単位)と、「数学講究I・II」(各4単位、計8単位)を含み、各分野の特論の中から選択必修14単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

2) 「数学論文研修（修士論文指導を含む）」は、1, 2年次を継続して行うものとする。

② 中学校教諭一種免許状（数学）、高等学校教諭一種免許状（数学）授与の所要資格

を有する者で、中学校教諭専修免許状（数学）および高等学校教諭専修免許状（数学）授与の所要資格を取得しようとする者は、下記の科目の中から「数学論文研修（修士論文指導を含む）」（8単位）を除いて24単位以上を修得しなければならない。

分野・区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
代数学分野	代数学特論Ⅰ		2
	代数学特論Ⅱ		2
	代数学特論Ⅲ		2
	代数学特論Ⅳ		2
幾何学分野	幾何学特論Ⅰ		2
	幾何学特論Ⅱ		2
	幾何学特論Ⅲ		2
	幾何学特論Ⅳ		2
解析学分野	解析学特論Ⅰ		2
	解析学特論Ⅱ		2
	解析学特論Ⅲ		2
	解析学特論Ⅳ		2
応用数学分野	応用数学特論Ⅰ		2
	応用数学特論Ⅱ		2
	応用数学特論Ⅲ		2
	応用数学特論Ⅳ		2
数理科学分野	数理科学特論Ⅰ		2
	数理科学特論Ⅱ		2
	数理科学特論Ⅲ		2
	数理科学特論Ⅳ		2
社会数理分野	社会数理特論Ⅰ		2
	社会数理特論Ⅱ		2
	社会数理特論Ⅲ		2
	社会数理特論Ⅳ		2
数学講究Ⅰ		4	
数学講究Ⅱ		4	
数学論文研修（修士論文指導を含む）		8	
合 計		16	48



(2)物質科学専攻

本専攻では以下の①で記載の修得単位数を定める。

①修了に必要な修得単位数

- 1) 特論 4 科目 8 単位必修
- 2) 選択科目中の特論科目の中より、指導教員の担当する特論科目 1 科目 2 単位を含み 8 単位以上選択必修。
- 3) サイエンス・ビジネスセミナー 1 単位必修
- 4) 物質科学特別演習 4 単位必修
- 5) 物質科学特別研究（修士論文指導を含む）1～2年次を継続して 10 単位必修
- 6) 合計31単位以上を修得し、且つ修士論文を提出し審査に合格すること。

②中学校教諭一種免許状（理科）、高等学校教諭一種免許状（理科）授与の所要資格を有する者で、中学校教諭専修免許状（理科）および高等学校教諭専修免許状（理科）授与の所要資格を取得しようとする者は、下記の科目（次ページに続く）の中から「物質科学特別研究(修士論文指導を含む)」(10単位)を除いて 24 単位以上を修得しなければならない。

部門・区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
物質構造部門	分子集合体論特論		2
	材料力学特論		2
	錯体物性化学特論		2
	ナノカーボン化学特論		2
生体物質科学部門	生体分子分光光学特論		2
	環境生命化学特論		2
	生体分子化学特論		2
物質機能部門	光ナノ科学特論		2
	反応物理化学特論		2
	光機能材料物性特論		2
	固体物性化学特論		2
分子設計部門	合成有機化学特論		2
	量子化学特論		2
	天然物有機化学特論		2
	有機機能化学特論		2
	有機金属錯体化学特論		2
物質科学のための情報科学特論（演習を含む）		2	
物質科学コンピュータ言語特論（演習を含む）		2	
物質科学計算機代数特論（演習を含む）		2	

部門・区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必修	選択
	物質科学多変量解析特論（演習を含む）	2	
	物質科学計測統計学特論（演習を含む）		2
	物質評価学特論		2
	サイエンスビジネスセミナー	1	
	物質科学特別演習Ⅰ	2	
	物質科学特別演習Ⅱ	2	
	物質科学特別研究（修士論文指導を含む）	10	
	合 計	23	36

## V 授業科目の履修申請

その年次に履修する授業科目は、学年初めの指定された期日に所定の方法（オリエンテーションで説明）により履修申請をしなければならない。

1. 履修申請をした後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消などは認められない。
2. 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。
3. 同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
4. 一度単位が認定された授業科目は再度履修することはできない。
5. 履修申請書には授業科目、コマ・コード番号など必要事項を記入しなければならない。
6. 指定された期日までに履修申請書を提出しない場合は、学業の意思なしとみなし、退学処分とするので提出期日を厳守すること。

## VI 試験について

1. 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末および学年末に行なう。
2. いずれの授業科目も授業時数の3分の1以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特別に考慮されることがある。
3. 試験時間は掲示により連絡する。
4. 試験の方法は、筆記、レポート、口頭試問によって実施する。但し科目によっては平常点により評価する場合もある。

## Ⅶ 修士論文について

### 1. 指導、審査及び合否判定について

- (1) 修士論文の作成方法等は、指導教員の指導下で行う。
- (2) 修士論文審査は、主査1名と副査2名によって行われる。

なお、必要に応じて学外から1名の副査を加えることがある。理学研究科委員会がこれを選任する。

- (3) 主査と副査が修士論文の合否を判定し、各専攻の全教員で構成される修士論文審査会がその結果を承認する。

### 2. 作成手順について

時 期	提 出 物 等	備 考
1年次 6月	修士論文テーマ仮設定	指導教員の助言を基に計画
12月	物質科学専攻 中間発表	
2年次 11月	数学専攻 中間発表	
12月	研究科長へ副査の報告	指導教員より
1月中旬	学位論文審査願 論文目録	理学部事務室に提出
1月下旬	修士論文タイトル 修士論文要旨 (和文・英文) 修士論文	理学部事務室に提出
2月下旬	修士論文発表会	専攻別
	修士論文審査会、判定委員会	理学研究科委員会
3月初旬	修士論文最終投稿	理学部事務室に提出
3月中旬	修士の学位授与	全学大学院委員会
	製本された修士論文配付	関係部署に送付

## Ⅷ 修士論文審査と修士論文発表会兼最終試験について

修士論文は、修士論文審査と修士論文発表会兼最終試験のそれぞれにおいて合格または不合格の判定がなされる。

### 1. 修士論文審査では、主査及び副査が次の(1)～(5)について総合的に評価し合否を判定する。

- (1) 研究テーマの妥当性について、新規性、進歩性、有用性、独創性のいずれかを持っているか。
- (2) 情報収集について、十分な文献や研究動向を調査し、研究の意義や重要度と、他研究との関連性や相違を理解できているか。

- (3) 問題の分析に基づいた実験方法・解析手法や数学モデルの設定など選択した方法は適切であったか。
  - (4) 実験，計算機シミュレーションや理論展開が適切に遂行できたか。また，実験・解析結果から新たな知見を見出すことができたか。
  - (5) 論文作成において，論文の体裁（表紙，要旨，目次，章立て，結論，参考文献など）は適切であるか。
2. 修士論文発表会兼最終試験では，主査及び副査を含め各専攻の教員が次の(1)～(3)について総合的に評価し可否を判定する。
    - (1) 修士論文の研究主題の背景と意義について，プレゼンテーションおよび質疑への受け答えが適切にできたか。
    - (2) 修士論文の研究手法と研究成果について，プレゼンテーションおよび質疑への受け答えが適切にできたか。
    - (3) 修士論文の研究の今後の発展と将来展望について，プレゼンテーションおよび質疑への受け答えが適切にできたか。
  3. 修士論文審査と修士論文発表会兼最終試験の判定結果を主査と副査は判定理由を付して修士論文審査会に報告する。修士論文審査会では判定結果を承認し，修士論文審査と修士論文発表会兼最終試験のいずれにも合格した修士論文を合格と認定する。

#### Ⅸ 教職課程について

1. 中学校教諭一種免許状（数学），高等学校教諭一種免許状（数学）授与の所要資格を有する者で，中学校教諭専修免許状（数学），高等学校教諭専修免許状（数学）授与の所要資格を得ようとする者は，Ⅳ－2.（1）に記載の専修免許状取得のための必要単位を修得すること。
2. 中学校教諭一種免許状（理科），高等学校教諭一種免許状（理科）授与の所要資格を有する者で，中学校教諭専修免許状（理科），高等学校教諭専修免許状（理科）授与の所要資格を得ようとする者は，Ⅳ－2.（2）に記載の専修免許状取得のための必要単位を修得すること。

# 薬学研究科(博士前期課程)履修の手引と手続き

## I 授業について

大学院の教育は、専門分野の授業および学位論文の作成によって行われる。授業は特論(講義)、演習および実習形式により行われる。

修士論文は、指導教員の研究指導を受け作成する。

## II 修了要件について

修了要件は、同課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本学学位規程の定める修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげ、これを研究科委員会が認めたものについては、大学院学則第26条を適用する。

## III 学位の名称

薬学研究科博士前期課程において授与する修士の学位は次のとおりとする。

薬学研究科博士前期課程 薬科学専攻	修士(薬科学)
医療栄養学専攻	修士(医療栄養学)

## IV 授業科目の単位認定と修得すべき単位数

1. 本大学院では、単位制が採用されている。単位の認定は、試験により担当教員が行う。成績の評価は、A・B・Cにより単位を修得したことを示し、Fを不合格とする。
2. 特論演習は、原則として1・2年次継続して同じ教員の指導を受けなければならない。
3. 各専攻の授業科目および単位数は次のとおりである。

### (1) 薬科学専攻

必修科目と指導教員の担当する特論科目(2単位)・特論演習(4単位)を含み、選択科目を加えて、合計30単位以上を修得しなければならない。

分野区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
共 通	総合薬科学演習	4		
	先端薬科学特論	2		
	論文作成法特論		2	
基礎薬学 分野	基礎薬学特論		2	
	天然物化学特論演習		4	
	生物有機化学特論演習		4	
	生物薬品科学特論演習		4	
生体防御 分野	生体防御特論		2	
	生体防御特論演習		4	
化粧品機能 分野	化粧品学特論		2	
	化粧品動態制御学特論演習		4	
	皮膚生理学特論演習		4	
食品栄養 機能分野	食品栄養機能特論		2	
	機能性食品科学特論演習		4	
	栄養生理学特論演習		4	
医薬政策 管理分野	ヘルスケア産業経営管理特論		2	
	社会保障制度特論		2	
	医療マーケティング特論		2	
	サプライチェーンマネジメント特論		2	
	食と健康特論		2	
	緩和ケア特論		2	
	地域医療連携特論		2	
	地域健康医学特論		2	
	医薬政策管理特論		2	
	医薬政策管理特論演習		4	

分野区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
	薬学リサーチインターンシップⅠ		2	
	薬学リサーチインターンシップⅡ		2	
	薬学リサーチインターンシップⅢ		2	
	修士論文研究（修士論文指導を含む）	12		
	合 計	18	70	

(2) 医療栄養学専攻

必修科目と指導教員の担当する特論科目1科目（2単位）・特論演習1科目（4単位）を含み、選択科目を加えて、合計30単位以上を修得しなければならない。

分野区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
共通	総合医療栄養学演習	4		
	先端医療栄養学特論	2		
	医療栄養演習Ⅰ		2	
	医療栄養演習Ⅱ		2	
	論文作成法特論		2	

分野区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
基礎系医療 栄養分野	栄養機能解析学特論		2	
	栄養機能解析学特論演習		4	
	生体機能解析制御学特論		2	
	生体機能解析学特論演習		4	
	食毒性制御解析学特論演習		4	
	チーム医療・統計学特論		2	
臨床系医療 栄養分野	臨床栄養病態制御解析学特論		2	
	病態制御解析学特論演習		4	
	臨床栄養解析学特論演習		4	
	病院・保険薬局実習		4	
政策系医療 栄養分野	薬物・食事療法解析学特論		2	
	薬物療法解析学特論演習		4	
	予防栄養解析学特論		2	
	予防栄養解析学特論演習		4	
	栄養政策管理特論		2	
	栄養政策管理特論演習		4	
	医療マーケティング特論		2	
	緩和ケア特論		2	
	サプライチェーンマネジメント特論		2	
	社会保障制度特論		2	
	食と健康特論		2	
	地域医療連携特論		2	
	地域健康医学特論		2	
ヘルスケア産業経営管理特論		2		
薬学リサーチインターンシップⅠ		2		
薬学リサーチインターンシップⅡ		2		
薬学リサーチインターンシップⅢ		2		
修士論文研究（修士論文指導を含む）	12			
合 計	18	78		



## V 授業科目の履修申請

その年次において履修しようとする授業科目は、学年始めの指定された期日に所定の方法により授業科目履修の申請をしなければならない。

1. 履修申請をした後は、授業科目などの変更、追加、取消しなどの訂正は認めないので、間違いのないよう細心の注意を払うこと。
2. 履修申請をしていない授業科目は受講しても単位は認められない。
3. 同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
4. 一度単位を取得した授業科目は再度履修することはできない。
5. 履修申請は授業科目、コマコード番号など必要事項を正しく記載すること。
6. 指定された期日までに履修申請書を提出しない場合は、学業の意志なしとみなし、退学処分とするので提出期日を厳守すること。

## VI 学位審査について

1. 形式的評価と総括的評価の2段階で実施する。スケジュールを以下に示す。

※ ( ) 秋季入学者

	時 期	適 用
形式的評価	1年次7月(12月) 上旬	修士論文研究テーマ, 副研究指導教員の決定及び第1回形式的評価
	2年次7月(12月) 上旬	主研究指導教員および副研究指導教員による第2回形式的評価
	2年次12月(5月) 上旬	修士論文提出予定者に日程表の配布 修士論文タイトル提出
総括的評価	2年次1月(6月) 上旬	指導教員より主査, 副査(案) 提出
	2年次1月(6月) 中旬	修士論文要旨の印刷および製本
	2年次1月(6月) 下旬	修士論文発表会 修士論文審査願提出および主査, 副査の決定 修士論文(仮) を主査・副査に提出
	2年次2月(7月) 中旬	修士論文審査および最終試験(研究科委員会での承認) 修士論文提出
	2年次3月(9月) 上旬	学位授与

2. 形式的評価は、主研究指導教員(配属講座主任)と2名の副研究指導員によって行う。  
主研究指導員が、研究分野が類似している教員と研究分野が異なる教員から副研究指導員を選ぶ。

3. 形成的評価では、研究の背景、目的、方法、計画、結果、将来展望などに関してプレゼンテーションと質疑応答を行う。
4. 総括的評価は、主研究指導教員が、主査と副査を選び、修士論文発表、修士論文審査及び最終試験によって行う。
5. 修士論文発表に先立ち、修士論文要旨を提出しなければならない。
6. 修士論文発表会は公開で行う。ただし、「情報秘匿誓約書」を提出したもののみが発表会場へ入り、修士論文要旨を閲覧することができる。発表会終了後、修士論文要旨は回収する。
7. 修士論文発表会での発表後直ちに、修士論文を主査、副査に提出しなければならない。
8. 修士論文審査は、主査と2名の副査が行う。
9. これらの結果に基づいて、薬学研究科委員会は学位を授与すべきか否か意見を取りまとめ学長に提出し、学長は薬学研究科委員会及び全学大学院委員会の意見を踏まえ学位授与の可否を決定する。

## Ⅶ 学位論文審査基準・最終試験について

学位論文の審査にあたっては、指導教員による研究指導、学位論文発表会などを通して、以下の審査項目について、形成的評価を参考として総括的評価を行い、所定の評価を取得した学位論文について、薬学研究科の議を経て合否を判定する。

なお、論文審査と最終試験のいずれかが不合格であれば、不合格とする。

### 【学位論文審査基準】

1. 修士論文研究の立案、調査、実験等の研究過程と論文作成において、研究倫理が適切に守られたか。
2. 研究テーマの妥当性について、新規性、進歩性、有用性、独創性のいずれかを持っているか。
3. 情報収集について、十分な文献や研究動向の調査を行い、研究の意義や重要度と他研究との関連性や相違を理解できているか。
4. 問題の分析に基づいた実験方法・解析手法や数学モデルの設定などアプローチ方法は適切であったか。
5. 実験、計算機シミュレーションや理論展開が適切に遂行できたか。また、実験・解析結果から新たな知見を見出すことができたか。
6. 修士論文発表会において研究内容をわかりやすくプレゼンテーションでき、質問に正確に答えられたか。

7. 論文作成において、論文の体裁（表紙，要旨，目次，章立て，結論，参考文献など）は適切であるか。

\*上記の観点で審査を行い，合格あるいは不合格の評価を行う。

**【最終試験】**

1. 修士論文の内容について適切に質疑応答ができたか。
2. 論文作成に当たってどのような研究を行ったか正確に答えられたか。
3. 研究成果のさらなる発展・可能性について適切に質疑応答ができたか。

\*上記の観点で試験を行い，合格あるいは不合格の評価を行う。

# 薬学研究科(博士後期課程) 履修の手引と手続き

## I 授業について

大学院の教育は、専門分野の授業および学位論文の作成によって行われる。授業は特論(講義)、演習および実習形式により行われる。

博士論文は、各自の所属する講座主任により研究指導を受け作成する。

## II 学位授与の条件について

同課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、学位論文作成等に対する指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげ、これを研究科委員会が認めた者については、大学院学則第27条を適用する。

## III 学位の名称

薬学研究科博士後期課程において授与する博士の学位は次のとおりとする。

薬学研究科博士後期課程 薬科学専攻 博士(薬科学)

## IV 授業科目の単位認定と修得すべき単位数

1. 本大学院では、単位制が採用されている。単位の認定は、試験により担当教員が行う。成績の評価は、A・B・Cにより単位を修得したことを示し、Fを不合格とする。
2. 特論演習は、原則として1～3年次継続して同じ教員の指導を受けなければならない。
3. 各専攻の授業科目および単位数は次のとおりである。
  - (1) 必修科目と指導教員の担当する特論演習を含み、選択科目を加えて、合計24単位以上を修得しなければならない。

分野区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
共通	高度先端薬科学特論	2		
	レギュラトリーサイエンス特論	2		
	ドライリサーチ特論	2		
	先端医療薬科学特論		2	
	論文作成法特論		2	

分野区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
高度薬科学 分野	高度栄養生理学特論演習		6	
	高度機能性食品科学特論演習		6	
	高度生物薬品科学特論演習		6	
	高度生物有機化学特論演習		6	
	高度天然物化学特論演習		6	
	高度皮膚生理学特論演習		6	
	高度化粧品動態制御学特論演習		6	
高度医療 栄養学分野	高度栄養教育学特論演習		6	
	高度生体防御学特論演習		6	
	高度食毒性学特論演習		6	
	高度食品機能学特論演習		6	
	高度病態解析学特論演習		6	
	高度分子栄養学特論演習		6	
	高度薬物療法学特論演習		6	
	高度予防栄養学特論演習		6	
	高度臨床栄養学特論演習		6	
薬学リサーチインターンシップⅠ		2		
薬学リサーチインターンシップⅡ		2		
薬学リサーチインターンシップⅢ		2		
博士論文研究（博士論文指導を含む）	12			
合 計	18	106		

## V 授業科目の履修申請

その年次において履修しようとする授業科目は、学年初めの指定された期日に所定の方法により授業科目履修の申請をしなければならない。

1. 履修申請をした後は、授業科目などの変更、追加、取消しなどの訂正は認めないので、間違えぬよう細心の注意を払うこと。
2. 履修申請をしていない授業科目は受講しても単位は認められない。
3. 同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
4. 一度単位を取得した授業科目は再度履修することはできない。

5. 履修申請は授業科目、コマコード番号など必要事項を正しく記載すること。
6. 指定された期日までに履修申請書を提出しない場合は、学業の意志なしとみなし、退学処分とするので提出期日を厳守すること。

## VI 博士学位論文の取り扱い

1. 学位論文審査（全学大学院委員会）時期は修了予定年度の9月及び3月の年2回とする。  
学位論文は、形成的評価を受けた後、当該審査月の3ヶ月前までに提出すること。
2. 学位申請に要する書類として「学位論文審査願」「学位申請書」「履歴書」「学位論文」「学位論文要旨（邦文と英文の2種類）」「投稿論文目録」「参考論文目録」「誓約書1（投稿論文共著者）」「誓約書2（学位申請者）」「誓約書3（研究指導教員）」及びリポジトリ登録承諾書等を提出すること。

### 1) 指導および審査の流れ

- (1) 形成的評価と総括的評価の2段階で実施する。
- (2) 形成的評価は、主研究指導教員（配属講座主任）と2名の副研究指導教員によって行う。  
主研究指導教員が、研究分野が類似している教員と研究分野が異なる教員から副研究指導教員を選ぶ。ただし、共同研究者は除く。
- (3) 学位論文審査（総括的評価に相当）は、主査1名と2名の副査によって行われる。  
主査および副査2名は投票によって研究科委員会の中から選任する。選任にあたって、主査と副査1名は研究分野が類似している教員から、他の副査1名は研究分野が異なる教員から選任する。ただし、主および副研究指導教員、共同研究者は除く。  
尚、必要に応じて学外から1名の副査を加えることがある。薬学研究科運営委員会がこれを選任する。
- (4) 発表は、研究科委員会の委員に対して行い、非公開とする。
- (5) 学位取得決定後の公开发表を義務付ける。

※ ( ) 秋季入学者

	時 期	実 施	担 当	備 考
形成的評価	1年次5月(11月) 上旬	研究課題と計画の妥当性の評価	主研究指導教員, 副研究指導教員	副研究指導教員の選任。
	2年次5月(11月) 上旬	研究進展の評価	副研究指導教員	必要があれば, 指導の修正を要求する。
	2年次3月(9月) 下旬	研究進展の評価	副研究指導教員	必要があれば, 指導の修正を要求する。
	3年次4月(10月) 上旬	発表(非公開)	研究科委員会	必要があれば, 実験の追加, 指導の修正等を要求する。
総括的評価	3年次11月(5月) 中旬	発表(非公開)	研究科委員会	学位論文と学位審査に係わる原著論文の写しを研究科委員会に提出する。
	3年次12月(6月) 中旬	学位論文審査への付託の可否を決定	研究科委員会	審査委員会を設置する。主査, 副査(2名)を決定する。
	3年次2月(8月) 上旬	最終試験	主査, 副査	
	3年次2月(8月) 中旬	審査結果の報告	審査委員会	投票により, 学位授与の可否を決定する。
	3年次3月(9月) 上旬	学位授与の決定	全学大学院委員会	
	3年次3月(9月) 中旬	公開発表	研究科委員会	義務付ける。

## 2) 形成的評価の手順

薬学研究科 博士後期課程薬科学専攻「博士論文研究指導における形成的および総括的評価制度」の運用について(博士論文研究 計画書, 博士論文研究 報告書, を含む)に従って, 形成的評価を実施する。

## 3) 総括的評価の手順

薬学研究科 博士後期課程「博士論文研究指導における形成的および総括的評価制度」の運用について(博士論文研究 計画書, 博士論文研究 報告書, を含む)に従って, 総括的評価を実施する。

## Ⅶ 学位論文審査基準・最終試験について

学位論文の審査にあたっては, 以下の審査項目について, 主及び副研究指導教員による形成的評価を参考として主査及び副査による総括的評価を行い, 所定の評価を取得した学位論文について,

薬学研究科の議を経て可否を判定する。

なお、論文審査と最終試験のいずれかが不合格であれば、不合格とする。

#### 【学位論文審査基準】

1. 博士論文研究の科学の中における位置づけについて独自の考えを示せたか。
2. 独立した研究者として、独創性をもった研究を行うことができると判断できるか。
3. 博士論文研究の立案、調査、実験等の研究過程と論文作成において、研究倫理が適切に守られたか。
4. 研究テーマの妥当性について、新規性、進歩性、有用性、独創性のいずれかを持っているか。
5. 情報収集について、十分な文献や研究動向の調査を行い、研究の意義や重要度と、他研究との関連性や相違を理解できているか。
6. 問題の分析に基づいた実験方法・解析手法や数学モデルの設定などアプローチ方法は適切であったか。
7. 実験、計算機シミュレーションや理論展開が適切に遂行できたか。また、実験・解析結果から新たな知見を見出すことができたか。
8. 総括的評価の発表（非公開）において研究内容をわかりやすくプレゼンテーションでき、質問に適確に答えられたか。
9. 論文作成において、論文の体裁（表紙、要旨、目次、章立て、結論、参考文献など）は適切であるか。

\*上記の観点で審査を行い、合格あるいは不合格の評価を行う。

#### 【最終試験】

1. 博士論文研究の科学の中における位置づけについて、独自の考えを示すことができたか。
2. 独立した研究者として独創性をもった研究を行うことができるか。
3. 博士論文の内容について適切に質疑応答ができたか。
4. 研究成果のさらなる発展・可能性について適切に質疑応答ができたか。

\*上記の観点で試験を行い、合格あるいは不合格の評価を行なう。



# 薬学研究科(博士課程)履修の手引と手続き

## I 授業について

大学院の教育は、専門分野の授業および学位論文の作成によって行われる。授業は特論(講義)、演習および実習形式により行われる。

博士論文は、各自の所属する講座主任により研究指導を受け作成する。

## II 学位授与の条件について

同課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、学位論文作成等に対する指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげ、これを研究科委員会が認めた者については、大学院学則第27条の2を適用する。

## III 学位の名称

薬学研究科博士課程において授与する博士の学位は次のとおりとする。

薬学研究科博士課程 薬学専攻 博士(薬学)

## IV 授業科目の単位認定と修得すべき単位数

1. 本大学院では、単位制が採用されている。単位の認定は、試験により担当教員が行う。成績の評価は、A・B・Cにより単位を修得したことを示し、Fを不合格とする。
2. 特論演習は、原則として3～4年次継続して同じ教員の指導を受けなければならない。
3. 各専攻の授業科目および単位数は次のとおりである。
  - (1) 必修科目と指導教員の担当する特論・特論演習・演習を含み、選択科目を加えて、合計30単位以上を修得しなければならない。

領域区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
共通	先端生命科学特論	2		
	先端医療薬学特論	2		
	レギュラトリーサイエンス特論	2		
	ドライリサーチ特論	2		

領域区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
共 通	香粧品機能特論		2	
	食品機能特論		2	
	論文作成法特論		2	
薬探索領域	薬探索特論		2	
	薬探索特論演習		3	
	医薬品化学演習		3	
	薬品物理化学演習		3	
	有機薬化学演習		3	
	生薬学演習		3	
生体防御領域	生体防御特論		2	
	生体防御特論演習		3	
	衛生化学演習		3	
	公衆衛生学演習		3	
	生化学演習		3	
	薬品作用学演習		3	
薬剤・製剤学領域	薬剤・製剤学特論		2	
	薬剤・製剤学特論演習		3	
	薬剤学演習		3	
	製剤学演習		3	
	病院薬剤学演習		3	
臨床生命科学領域	臨床生命科学特論		2	
	臨床生命科学特論演習		3	
	臨床薬理学演習		3	
	病原微生物学演習		3	
	生体分析化学演習		3	
臨床治療学領域	臨床治療学特論		2	
	臨床治療学特論演習		3	
	生理学演習		3	
	薬剤作用解析学演習		3	
	薬物治療学演習		3	
	臨床病理学演習		3	
	栄養治療学演習		3	

領域区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
	薬学リサーチインターンシップⅠ		2	
	薬学リサーチインターンシップⅡ		2	
	薬学リサーチインターンシップⅢ		2	
	博士論文研究（博士論文指導を含む）	10		
	合 計	18	94	

## V 授業科目の履修申請

その年次において履修しようとする授業科目は、学年初めの指定された期日に所定の方法により授業科目履修の申請をしなければならない。

- 履修申請をした後は、授業科目などの変更、追加、取消しなどの訂正は認めないので、間違いのないよう細心の注意を払うこと。
- 履修申請をしていない授業科目は受講しても単位は認められない。
- 同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- 一度単位を取得した授業科目は再度履修することはできない。
- 履修申請は授業科目、コマコード番号など必要事項を正しく記載すること。
- 指定された期日までに履修申請書を提出しない場合は、学業の意志なしとみなし、退学処分とするので提出期日を厳守すること。

## VI 博士学位論文の取り扱い

- 学位論文審査（全学大学院委員会）時期は修了予定年度の9月及び3月の年2回とする。学位論文は、形成的評価を受けた後、当該審査月の3ヶ月前までに提出すること。
- 学位申請に要する書類として「学位論文審査願」「学位申請書」「履歴書」「学位論文」「学位論文要旨（邦文と英文の2種類）」「投稿論文目録」「参考論文目録」「誓約書1（投稿論文共著者）」「誓約書2（学位申請者）」「誓約書3（研究指導教員）」及びリポジトリ登録承諾書等を提出すること。

### 1) 指導および審査の流れ

- 形成的評価と総括的評価の2段階で実施する。
- 形成的評価は、主研究指導教員（配属講座主任）と2名の副研究指導教員によって行う。  
主研究指導教員が、研究分野が類似している教員と研究分野が異なる教員から副研究指導教員を選ぶ。ただし、共同研究者は除く。

(3) 学位論文審査（総括的評価に相当）は、主査1名と2名の副査によって行われる。

主査および副査2名は投票によって研究科委員会の中から選任する。選任にあたって、主査と副査1名は研究分野が類似している教員から、他の副査1名は研究分野が異なる教員から選任する。ただし、主および副研究指導教員、共同研究者は除く。

尚、必要に応じて学外から1名の副査を加えることがある。薬学研究科運営委員会がこれを選任する。

(4) 発表は、研究科委員会の委員に対して行い、非公開とする。

(5) 学位取得決定後の公開発表を義務付ける。

※（ ） 秋季入学者

	時 期	実 施	担 当	備 考
形成的評価	1年次5月(11月) 月上旬	研究課題と計画の妥当性の評価	主研究指導教員, 副研究指導教員	副研究指導教員の選任。
	2年次5月(11月) 月上旬	研究進展の評価	副研究指導教員	必要があれば、指導の修正を要求する。
	3年次5月(11月) 月上旬	研究進展の評価	副研究指導教員	必要があれば、指導の修正を要求する。
	3年次3月(9月) 月下旬	研究進展の評価	副研究指導教員	必要があれば、指導の修正を要求する。
	4年次4月(10月) 月上旬	発表(非公開)	研究科委員会	必要があれば、実験の追加、指導の修正等を要求する。
総括的評価	4年次11月(5月) 月中旬	発表(非公開)	研究科委員会	学位論文と学位審査に係わる原著論文の写しを研究科委員会に提出する。
	4年次12月(6月) 月中旬	学位論文審査への付託の可否を決定	研究科委員会	審査委員会を設置する。主査、副査(2名)を決定する。
	4年次2月(8月) 月上旬	最終試験	主査、副査	
	4年次2月(8月) 月中旬	審査結果の報告	審査委員会	投票により、学位授与の可否を決定する。
	4年次3月(9月) 月上旬	学位授与の決定	全学大学院委員会	
	4年次3月(9月) 月中旬	公開発表	研究科委員会	義務付ける。

## 2) 形式的評価の手順

薬学研究科 博士課程薬学専攻「博士論文研究指導における形成的および総括的評価制度」の運用について（博士論文研究 計画書，博士論文研究 報告書，を含む）に従って，形式的評価を実施する。

## 3) 総括的評価の手順

薬学研究科 博士課程薬学専攻「博士論文研究指導における形成的および総括的評価制度」の運用について（博士論文研究 計画書，博士論文研究 報告書，を含む）に従って，総括的評価を実施する。

## Ⅶ 学位論文審査基準・最終試験について

学位論文の審査にあたっては，以下の審査項目について，主及び副研究指導教員による形成的評価を参考として主査及び副査による総括的評価を行い，所定の評価を取得した学位論文について，薬学研究科の議を経て可否を判定する。

なお，論文審査と最終試験のいずれかが不合格であれば，不合格とする。

### 【学位論文審査基準】

1. 博士論文研究の科学の中における位置づけについて独自の考えを示せたか。
2. 独立した研究者として，独創性をもった研究を行うことができると判断できるか。
3. 博士論文研究の立案，調査，実験等の研究過程と論文作成において，研究倫理が適切に守られたか。
4. 研究テーマの妥当性について，新規性，進歩性，有用性，独創性のいずれかを持っているか。
5. 情報収集について，十分な文献や研究動向の調査を行ない，研究の意義や重要度と，他研究との関連性や相違を理解できているか。
6. 問題の分析に基づいた実験方法・解析手法や数学モデルの設定などアプローチ方法は適切であったか。
7. 実験，計算機シミュレーションや理論展開が適切に遂行できたか。また，実験・解析結果から新たな知見を見出すことができたか。
8. 総括的評価の発表（非公開）において研究内容をわかりやすくプレゼンテーションでき，質問に適確に答えられたか。
9. 論文作成において，論文の体裁（表紙，要旨，目次，章立て，結論，参考文献など）は適切であるか。

\* 上記の観点で審査を行い，合格あるいは不合格の評価を行う。

**【最終試験】**

1. 博士論文研究の科学の中における位置づけについて、独自の考えを示すことができたか。
2. 独立した研究者として独創性をもった研究を行うことができるか。
3. 博士論文の内容について適切に質疑応答ができたか。
4. 研究成果のさらなる発展・可能性について適切に質疑応答ができたか。

\*上記の観点で試験を行い、合格あるいは不合格の評価を行う。